

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく医師の委嘱要領について  
(例規通達)

平成19年5月31日

例規第27号

本例規通達は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、警察署長が委嘱することとされた医師に関し、その委嘱要領を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 委嘱医の定義
- 委嘱期間

等である。